

# 仕 様 書

- 1 借受名称  
自動体外式除細動器（AED） 6セット
- 2 契約数  
6セット
- 3 納入先

No	学校名	住所	数量 (セット)
1	豊成支援学校	南区南 30 条西 8 丁目	1
2	山の手支援学校	西区山の手 5 条 8 丁目	1
3	北翔支援学校	西区発寒 11 条 6 丁目	1
4	豊明高等支援	北区西茨戸 4 条 1 丁目	1
5	みなみの杜高等支援	南区真駒内緑町 4 丁目	1
6	のぞみ分校	豊平区平岸 4 条 18 丁目	1

- 4 契約期間  
令和 4 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 9 月 30 日  
※ 予算の減額または削除があった場合、当該契約を変更または解除できるものとする。
- 5 納入期限  
令和 4 年 9 月 30 日  
※ 納入可能な機種から随時速やかに配備すること。  
※ 土・日・祝日、学校（園）職員不在日を除く平日の午前 10 時から午後 4 時までの間に各学校（園）へ直接納入すること。  
※ 納入に際し、使用に必要な初期設定（消耗品の接続等を含む）を行い、必要な点検・使用方法についての説明を学校（園）の AED 保管担当者へ施すこと。  
※ 以上を含め、必ず担当課と事前調整すること。
- 6 規格等  
下記を満たすこと。また、納入する AED は全て同一メーカー同一規格で統一すること。  
(1) 付属品（AED 1 台あたり）  
バッテリー 1 個、成人／小児<sup>注</sup> 共用電極パッド 2 組（本体接続用、予備用）、救急セット 1 式、キャリングケース 1 個、AED 設置表示用シール 1 枚  
※ 表示用シールを除く上記は、キャリングケース内に収納できること。  
※ 上記のほか、製品に標準的な付属品があればそれも含む。

※ 救急セットは、構成品として最低限下記を満たす。

タオル・ハサミ・蘇生用マウスピース・剃刀（または脱毛テープ）・手袋

注) 乳幼児を含む未就学児

(2) サイズ

AED をキャリングケースに入れた状態で、ウォールマウント（株式会社東部レントオール 社製 幅 270mm×奥行 126mm×高さ 204mm）に収まること。

収まらない場合、希望する学校（園）に対しては受注者負担により収納器具を貸与すること。

収納器具の性能・規格については担当課と協議すること。

(3) 電極パッドと成人⇄小児の使用切替

電極パッドは成人から小児<sup>注1)</sup>まで共通して使用可能なものであり、本体に接続した状態で保管できること。

切替スイッチ等容易な操作により、成人モードと小児モードの切替が可能なこと。

注1) 乳幼児を含む未就学児

(4) 承認等

AED 及び電極パッドは医療機器として薬機法（旧薬事法）に基づく承認を受けていること。

非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。

JRC 蘇生ガイドライン 2020 に対応（準拠）していること。

(5) 出力・エネルギー

AED 通電波形は二相性であり、出力エネルギーは 200J 以下であること。

(6) 動作環境

待機状態時の動作環境は、0℃～50℃であること。

(7) 防塵・防水性能

IEC 規格 IP55 以上であること

(8) 心電図解析

電極パッド装着後の心電図解析で、電気ショックが必要時のみショック用充電を行うこと。また、電気ショックが必要であると判断した後でも、心電図が電気ショック不要の波形に変化した場合は、電気ショックの準備を自動でキャンセルできること。

(9) 点検

セルフテスト機能を有し、AED が使える状態かどうかを一目で識別できるインジケータ表示があること。

セルフテストは AED が使用できる状態かどうかを確認しうるテスト内容で、AED 本体、バッテリー、電極パッドについて毎日実施され、不具合が生じた場合には音や表示で警告する機能があること。

(10) 音声ガイド

本体の使用過程に連動した音声によるガイド（日本語）機能を有すること。また、胸骨圧迫の適切なリズム音や心肺蘇生の手順・方法等をガイドする機能を有すること。

(11) 操作確認

耳マーク（一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）を取得したもので、耳

の不自由な人も操作が可能なものであること。

本体の使用過程に連動した操作内容を、イラストと文字（日本語）で表示する液晶画面（バックライト付き）があること。また、液晶画面は本体に搭載されていること。

音声ガイダンスの情報がイラストと文字ガイドで確認しうるものであること。

## 7 適合品

	メーカー	品名	型番
①	日本光電工業（株）	カルジオライフ	AED-3150
		使い捨てパッド	P-740

※ 規格を示す例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。

※ 同等品で参加する場合は、担当課が示す提出期限までに担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び承認を受けること。

なお、電子メールで提出する場合は、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課メールアドレス宛に送信すること。

※ 同等品の判断には時間を要することがあるため、担当課への同等品確認は、確認に要する時間と、提出期限を考慮の上提出すること。

## 8 留意事項

### (1) バッテリ・電極パッドについて

使用期限に伴う交換、または実際に使用した後に補充を要する場合は、受注者の負担で調達し、担当課と日程調整等を行った上で直接学校（園）を訪問して無償で交換すること。

AED 使用事例が発生した場合は、交換用の電極パッド等を事例発生した学校（園）へ即時納入すること

製品の耐用年数期間中問題なく使用できるよう、交換時期等を配慮すること。

### (2) 故障・破損対応

通常の保管管理下での故障・破損には、代替 AED を配備した上で機器を回収し修理・保守等を行う。

受注者が AED の修理・保守等にかかる許認可を受けていない場合は、受注者の負担で適正な業者に実施させること。

### (3) 納入及び返還

AED の納入及び返還にかかる運搬料等諸費用は、本契約に含むものとする。

### (4) 担当課へのレクチャー

各学校（園）に納入する同機種を用いて、担当課職員に対し必要な点検・使用方法についての説明を行うこと。

### (5) 参加業者

本物品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」上の高度管理医療機器であるため、参加業者は高度管理医療機器等賃貸業の許可を受けていることを証することができる者であること

(6) その他

学校(園)から使用方法等の問い合わせがあった場合には、懇切丁寧に応じること。契約履行確保のため、担当課は選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあることから、出荷引受書の提出が可能なことを契約(発注)条件とする。

借受契約期間満了後における借受物品の買取または再リースについて、受注者は必ず担当課と協議すること。

履行に際し疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

9 担当課

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課保健係 松永

札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル

TEL : 011-211-3841 / FAX : 011-211-3834

MAIL : kyoiku-hoken@city.sapporo.jp